

+

議会だより

さがら 2010.9.30 特集号



目次

◆調査報告書…………… 3

- 1 平成 20 年度高原地区排水路整備工事
- 2 平成 20 年度村道平原十島線道路改良工事
- 3 平成 21 年度公営住宅永谷団地建設工事
- 4 「技建日本」に対する、徳田村長の指名外しについて
- 5 「指名審査会の形骸化」：徳田村長による指名業者候補推薦書の大幅入替
- 6 予定価格調書の作成方法および封筒の管理方法について
- 7 「4 社入札」、「不当な最低制限価格変更」問題以降の落札率の変動について
- 8 相良村議会における徳田村長の虚偽答弁について

相良村世帯数【1,669世帯】

人口……5,147人

男性……2,417人／女性……2,730人
(H22年8月末日現在)

発行／相良村議会

編集／相良村議会広報発行特別委員会

熊本県球磨郡相良村深水 2500 - 1

TEL0966 - 35 - 1038 (直通)

● 特集号の発行にあたって

秋の夜長に鳴く虫の音が、風情を感じさせるこのごろです。村民の皆さまにおかれましては、稲刈りも始まり忙しい毎日をお過ごしのことでしょう。9月の定例議会は10日から17日の会期で終了しました。9月定例議会の各議員の質問事項については、後日「議会だより」にてお知らせいたします。

今回の「議会だより」の特集号は平成22年2月18日の本会議で設置決議案を可決し、「相良村工事請負関係調査特別委員会」を設置調査したものです。

この調査は、「村民の関心も強い」と一般質問された議員もおられました。調査内容について村民に周知する事を本会議で了承されました。

その調査結果について、委員長茂吉隆典議員より本会議で報告された内容を掲載することにしました。

調査期間	平成22年2月22日から平成22年9月6日まで
開催回数	10回
証人尋問者数	延 48名（実人数33名）

以上をもって、相良村工事請負関係調査特別委員会の調査は終了しました。

相良村議会議長 小 善 満 子



相良村工事請負関係調査特別委員会 調査報告書

〔1〕委員会の設置・運営等

(1) 特別委員会の設置

平成 22 年 2 月 18 日の本会議で設置決議案を可決。本調査は、地方自治法 110 条及び委員会条例第 5 条の規定により議員全員 11 人（委員長：茂吉隆典、副委員長：吉松美代）で構成する相良村工事請負関係調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

(2) 調査事項：平成 20 年・21 年度工事請負に関する事項

<下記は平成 22 年 5 月 10 日の中間報告において、特定された重点調査事項>

- 1 平成 20 年度高原地区排水路整備工事入札（平成 20 年 11 月 10 日入札）
- 2 平成 20 年度村道平原十鳥線道路改良工事入札（平成 20 年 10 月 20 日入札）
- 3 平成 21 年度公営住宅永谷団地建設工事入札（平成 21 年 7 月 3 日入札）
- 4 「技建日本」に対する、徳田村長の指名外しについて
- 5 「指名審査会の形骸化」：徳田村長による指名業者候補推薦書の大幅入替について
- 6 徳田村長の、予定価格調書への記入方法および封筒の管理方法について
- 7 「4 社入札」、「不当な最低制限価格変更」問題以降の落札率の変動について
- 8 徳田村長の議会での虚偽答弁について

(3) 調査権限

本議会は、関係事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項（及び同法第 98 条第 1 項）の権限を相良村工事請負関係調査特別委員会に委任する。

(4) 調査期限

相良村工事請負関係調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

(5) 調査経費

本特別委員会に要する経費は、本年度においては 20 万以内とする。

(6) 委員会の実施状況等

- ① 委員会の開催回数 10 回（平成 22 年 2 月 22 日から平成 22 年 9 月 6 日まで）
- ② 証人尋問者数 延 48 名（実人数 33 名）

〔2〕 調査結果

1 平成 20 年度高原地区排水路整備工事（平成 20 年 11 月 10 日入札）

＜要 点＞

相良村指名審査会の指名業者候補推薦書を無視した上、相良村契約規則に違反して、4 社入札を強行した。その結果、落札率 99.9% という競争性のない入札となった。



＜事実関係＞

相良村指名審査会において、6 社で指名業者候補推薦書を作成し、徳田村長の決裁を求めたところ、徳田村長が、担当課の職員に対して、特定の 2 社を指名から排除するよう指示した。当時の指名審査会長は、契約規則に違反する「4 社入札」は行なうべきではないとの判断から、指名審査会長としての決裁を拒否し、指名業者候補推薦書に押印しなかった。しかし徳田村長は指名審査会長の決裁がおりないまま、裁量権を濫用し、「4 社入札」を強行した。ちなみに落札率は 99.9% と異常に高いものであった。

＜補足説明＞

相良村契約規則では、指名競争入札の場合「なるべく 5 人以上指名しなければならない」と決めてある。例えば、特殊な工事で専門業者が 5 社以上確保できない場合は、例外的に 4 社以下でも許される。しかし普通の工事で、一般の業者で対応が可能な場合は、5 社以上指名しなければならない。つまり、原則は 5 社以上であり、特別な理由がある場合に限り、例外的に 4 社以下でも許される。例外を認めるかどうかの判断は、当然、指名審査会の権限であり、もともと審査員でもない村長の権限ではない。

一般的な土木建築では、6 社ないし 8 社を指名して入札が行われることが多く、歴代村長の下で、4 社入札が行われた記憶はない。なぜなら指名業者の数を少なくすると、業者間での談合が容易になるからである。他方、理由もなく指名から排除された業者にとっては、営業妨害にあたり、公正な取引を侵害する行為に該当する。

＜問題点＞

- ① 村長の独断で、指名審査会長の決済がないまま、契約規則に違反して、6 社から 4 社に指名業者数を削減し、4 社入札を強行した。
- ② 指名から外された業者は、平成 20 年の相良村長選挙のときに、必ずしも、徳田村長に対して友好的な関係にはなかったと考えられる。
- ③ 指名から外された業者は、99.9% で落札した業者と同規模の経営内容であり、過当競争を避けるため、指名から除外された可能性がある。
- ④ 村長選挙の際に友好的でなかった業者を、指名から外すことにより、結果として、指名に残った業者にとって、落札しやすい環境を村長自身で、作ったといえる。
- ⑤ 村長の指名権（裁量権）の濫用により、公平・公正であるべき入札制度が妨害され、6 社入札した場合に比べ、税金が無駄づかいされた可能性がある。

2 平成 20 年度村道平原十島線道路改良工事 (平成 20 年 10 月 20 日入札)

<要 点>

徳田村長が、これまでの慣例である最低制限価格率 70% を、入札会直前に渡辺建設課長と口論した上、そのアドバイスを聞き入れず、78% に変更した。その結果、従来の最低制限価格率ならば、落札できたはずの業者が失格となった。



<事実関係>

入札会の直前に、徳田村長が、渡辺建設課長に対して、突然「最低制限価格を見直したい」と申し入れた。突然の申し入れに驚いた渡辺建設課長が抗議し、混乱が生じた。そのため、徳田村長、渡辺建設課長、中村建設係長の 3 人が、20 分間ほど、入札会場を中座した。

その後 3 人は入札会場に戻り、入札会を開会した。そして指名業者の入札書の投函が終わり開封した段階で、開札調書もしくは予定価格調書の最低制限価格の記入欄に、渡辺建設課長でなく徳田村長自身で、慣例である最低制限価格率 70% を 78% に変更した最低制限価格を記入した。徳田村長が 70% から 78% へ変更したことにより、約 76% の入札金額を提示した光進建設が失格となり、約 80% の入札金額を提示した二番札の白砂組が落札者となった。

これまでの入札では、建設課長が入札書の開封後に、最低制限価格を最低制限価格率 70% で計算して、開札調書等に記入するのが通例です。しかし渡辺建設課長が、最低制限価格の記入を拒否して、徳田村長自身に記入させたのは、要するに「徳田村長が建設課との事前協議も無く、入札直前に独断で、最低制限価格を変更したのだから、徳田村長自身の責任で、記入してください」という渡辺建設課長の抗議の意思表示といえます。

当委員会が調査した限りでは、最低制限価格の設定は、担当課の職員にも関与させず、合理的な算定方式も設定せず、徳田村長の判断で決定し、入札のたびに、入札会場で徳田村長が記入するという現状です。

<補足説明>

競争入札制度では、予定価格以下の入札であれば、一番安い金額で入札した業者が落札できます。しかし極端に低い金額で落札すると、手抜き工事や施工途中での倒産の恐れが生じます。したがって適正な工事の質を確保するためには、極端に原価割れするような金額での入札を禁止する必要があります。そのため一定の価格より安く入札した業者を失格とする制度が必要となります。それが「最低制限価格」と呼ばれる制度です。

すべての行政機関に共通する制度です。小規模の自治体では、予定価格の 70% から 85% の間で、固定的に設定されることが多いようです。相良村におきましても、徳田村長の就任後も、歴代の村長時代と同様、最低制限価格率 70% の固定型最低制限価格制度の適用がなされてきました。当然、指名業者に対する指名通知書の内容にも、「最低制限価格の設定有り」という記載がされ、徳田村長の名前で周知されています。

また予定価格と最低制限価格率は非公開ですが、入札後に開札調書の閲覧が可能なので、建設業者が、これらを推測できることは、周知の事実です。

最近では、国土交通省の通達などにより、「変動型最低制限価格制度」の導入が推奨され、技術力のある大規模自治体で採用されることが多いようです。この制度では、工事原価をより精密に計算するため、客観的、合理的な計算式を設定して、算定することが求められています。また公平を期するため、この算定式も、規則で定めるとともに、広く関係者に、情報公開することとされています。

<問題点>

- ① 徳田村長は国土交通省の指導を参考に変更したというが、「最低制限価格」という競争入札の根幹をなす制度を変更する場合に、建設課と事前の相談もなく、村長の独断で変更することは、行政の常識では考えられない。
- ② 「固定型最低制限価格」から「変動型最低制限価格」に変更するのなら、国土交通省の指導では、正確な原価計算のために、客観的な算定方式の設定と周知が必要です。しかし相良村においては、その算定式が存在しないばかりか、入札のたびに、入札会場で、徳田村長の一存で決められるという恣意的な制度になっている。
- ③ 今回の入札の指名業者には、建設課から制度変更に関する事前説明は、一回もない。したがって指名業者は、慣例通り最低制限価格率 70%を前提に入札に臨んでいる。事情を知らない業者にとっては「だまし討ち」にあったようなものである。
- ④ 報道等によりますと、業者間の談合が不調に終わり、「たたきあい」という過当競争になった場合、最低制限価格ぎりぎりでの落札が多いと見聞します。仮に村長の独断で、入札ごとに、入札の途中で、最低制限価格を変更できるならば、何も事情を知らない一番札の業者は失格し、村長と内通する二番札の業者が落札することができます。村長の独断で、恣意的な運用が許されるならば、「村長の裁量権を濫用した官製談合（偽計入札妨害）では？」と誤解を受けても、弁解のしようがありません。
- ⑤ 不当な最低制限価格の変更により、一番札の業者が失格になりました。もし一番札の業者が落札していたならば、二番札の業者より約 180 万円、安く契約できました。もし徳田村長が、不当な最低制限価格の変更をしていなければ、このような損害は発生することはありませんでした。
- ⑥ 一番、最低制限価格に近い入札をしながら、失格となった光進建設は、この入札以来、相良村からの指名を受けていません。競争性の高い入札を行える業者を指名に入れないというのでは、徳田村長が自慢する入札改革とは、一体、何だったのか？理解に苦しみます。

3 平成 21 年度公営住宅永谷団地建設工事 (平成 21 年 7 月 3 日入札)

<要 点>

同日に行われた5、6、7工区の3本の入札がそれぞれ、不落による随意契約となった。

<事実関係>

平成 21 年 7 月 3 日に行なわれた、平成 21 年度公営住宅永谷団地建設工事 5 工区、6 工区、7 工区の 3 本の入札で、それぞれ 2 回入札を行ったが、予定価格に届かず、不落となった。そこで相良村工事入札事務処理要領(平成 12 年 12 月 19 日訓令第 8 号)により、それぞれの工区の 3 社と随意契約を行なった。しかし、すべての工区の契約額が、予定価格に対する比率 99.6%以上と異常な高さとなっています。



「不落随契」そのものは、一回ぐらいなら、他市町村でも、相良村でも可能性としては、あり得ることですが、かなり、まれな出来事には違いありません。しかし同日に行われた入札がすべて「不落随契」になるということは前代未聞です。

参考までに、平成 20 年度公営住宅永谷団地建設工事は、平成 21 年度入札と、ほぼ、同一場所、同一規格の住宅建設を前提に行なわれた入札ですが、最低制限価格に近い金額で落札されています。(落札率：70%から 80%台)

徳田村長自身も、「平成 20 年度の入札は理想的な入札であり、これまでの入札より 1 棟分のお金が浮いた。これも自分の努力のおかげであり、安い金額で落札しても、業者の企業努力であり、手抜き工事はありません。」という趣旨の話をしています。

ところが平成 21 年度の入札の指名業者には、平成 20 年度の入札で、競争性の高い入札をした 3 社(宮原建設、竹崎建設、山一工務店)のうち宮原建設しか指名を受けていません。竹崎建設は指名審査会の指名業者候補推薦書に記載されていましたが、徳田村長の指示で指名から除外されました。平成 20 年度に一番激しい競争をした山一工務店にいたっては、指名の候補にもあげられていません。

もし徳田村長が自慢するように、平成 20 年度の入札が競争性の高い理想的な入札であったとするならば、競争性の高い 3 社をすべて、平成 21 年度の入札に参加させるべきだったのではないのでしょうか。

たしかに、平成 20 年度の過当競争入札に懲りた指名業者からすれば、『どうぞ、今年はお手やわらかに、お願いします。できれば過当競争をするような業者とは、戦いたくありません。できれば指名には入らないでほしい。』という切実な気持ちもよく理解できます。

相良村が、特定の業者から依頼を受けて、「競争性の高い業者を指名から排除」して、わざと競争性の低い指名組みにするようなことは、考えられません。しかし事情を知らない村民からは、「何かあったのでは？」と誤解されても仕方がない状況です。

<補足説明>

(平成 20 年度入札分)

- | | | |
|-------------------------------|---------------|-----------|
| 1 平成 20 年度公営住宅永谷団地建設工事 (1 工区) | | |
| 契約額：1974 万円 | 落札者：(有) 山一工務店 | 落札率：70.9% |
| 2 平成 20 年度公営住宅永谷団地建設工事 (2 工区) | | |
| 契約額：2184 万円 | 落札者：竹崎建設 (有) | 落札率：86.8% |
| 3 平成 20 年度公営住宅永谷団地建設工事 (3 工区) | | |
| 契約額：2827 万円 | 落札者：宮原建設 (株) | 落札率：72.6% |

平成 20 年度平均落札率：76.7%

(平成 21 年度入札分)

- | | | |
|-------------------------------|--------------|-----------|
| 1 平成 21 年度公営住宅永谷団地建設工事 (5 工区) | | |
| 契約額：2761 万円 | 落札者：(資) 新堀産業 | 落札率：99.6% |
| 2 平成 21 年度公営住宅永谷団地建設工事 (6 工区) | | |
| 契約額：2415 万円 | 落札者：宮原建設 (株) | 落札率：99.6% |
| 3 平成 21 年度公営住宅永谷団地建設工事 (7 工区) | | |
| 契約額：2362 万円 | 落札者：平成建設 (株) | 落札率：99.8% |

平成 21 年度落札率平均：99.66%

<問題点>

- ① 予定価格の 99%以上で契約された平成 21 年度の契約額は 7538 万円ですが、もし平成 20 年度平均落札率 76.7%で契約されたならば、契約額は 5781 万円になります。その差額は 1757 万円にもなり、それだけ相良村に多額の損失を与えたこととなります。
- ② 平成 21 年度に「不落随契」をした 3 業者は、平成 20 年度永谷団地建設工事の入札にも参加した業者なので、積算の経験も十分であり、予定価格内で入札できる能力は十分持っています。特に 3 業者のうち 1 業者は去年の落札者です。仮に最初の入札で、予定価格を超えて、「不落随契」になったとしても、残りの 2 本の入札では、当然、入札価格を予定価格内に収める積算能力を有するはずで、理解できないことばかりです。

4 「技建日本」に対する、徳田村長の指名外しについて

<要 点>

徳田村長が、「政治的に対立する建設業者を意図的に指名から除外した行為により、経済的損失を与えた。」という理由により、相良村と村長が、業者から提訴されている。

<事実関係>

徳田村長が初当選した、平成 20 年 3 月 23 日の村長選挙で、相良村に本社を置く、株式会社「技建日本」は、徳田村長の対立候補を応援した。その後、現在に至るまで、大半の相良村発注工事の入札の指名から排除されている。現在、相良村役場と相良村長は、技建日本から「違法な指名外し」を理由に、1700 万円の損害賠償請求の裁判を起こされています。

これまでの担当課職員の証言によると、指名審査会の指名業者候補推薦書により、技建日本を推薦したところ、徳田村長の指示で、理由もなく指名から排除されたことが明らかになった。しかも技建日本の提訴後は、「係争中を理由」に指名から排除してきた。

最近、相良村の顧問弁護士から「係争中を理由に指名外しをするべきではない。」という指導を受けたことから、再度、担当課職員が、技建日本を指名業者として推薦したところ、またしても徳田村長の指示で、技建日本の指名外しが行われ、現在も継続している。

球磨郡錦町においても、当時の町長から「政治的な指名外し」を受けたとして、建設業者が提訴した。この裁判で「錦町役場」が敗訴し、約 4000 万円の損害賠償責任を負うことになった。さらに「指名外し」の直接の責任者として、当時の町長および助役に対して、錦町役場から損害賠償金の弁償を求められているところです。選挙の報復としての「指名外し」は、最近では、これらの行為は、「首長の裁量権の範囲を著しく逸脱する違法な行為であるという判例」が主流です。

今回の徳田村長の「指名外し」も、長期（2 年以上）に及ぶとともに、徳田村長の直接的な指示による「指名からの排除」が明白になったことから、政治的および法的責任は免れない状況である。したがって、徳田村長の行為は「首長の指名権（裁量権）の範囲を著しく逸脱する違法な行為である。」、その結果、公正であるべき入札制度をないがしろにし、さらには建設業者の営業を妨害する行為と認定せざるを得ない。

<問題点>

- ① 徳田村長は、指名業者候補に関する「審査権限」を持たないので、指名審査会が推薦する業者を特別な理由もなく除外することは、裁量権の著しい濫用にあたる。
- ② 平成 22 年度分の裁判の弁護士委託料は、村議会で否決されているので、顧問弁護士と訴訟代理人契約は結べない。しかし今年度の訴訟も、顧問弁護士が訴訟代理人として弁護活動をしている。予算化されていない契約の締結は、地方自治法に違反する。
- ③ 仮に相良村が敗訴して、技建日本に対して損害賠償金の支払い義務が発生した場合、直接の責任者である、徳田村長に全額求償するべきである。

5 「指名審査会の形骸化」：徳田村長による指名業者候補推薦書的大幅入替

<要 点>

大半の入札で、指名審査会が推薦する指名業者候補推薦書の内容を、徳田村長の指示で、削除及び挿入を行った。徳田村長の裁量権の濫用により、恒常的に指名審査会の機能と権限を形骸化している。

<事実関係>

平成 20 年度高原地区排水路整備工事での「4 社入札問題」、姉が経営する「本田設計事務所を連続して指名に入れた問題」などで、相良村議会で追及を受けた際に、徳田村長は、「指名審査会や建設課が、指名業者候補として推薦してきたので、それを尊重しただけです。」と自分は何も関与していないという趣旨の、虚偽の答弁をしています。

実際には、徳田村長の指示で、当初、指名審査会が作成した指名業者候補推薦書の内容を、大幅に変更していたことが、担当課の職員の証言で明らかになりました。具体的には平成 20 年度高原地区排水路整備工事では「竹崎建設と田中土建」の 2 社を、徳田村長自身の指示で指名から除外しています。また平成 21 年度公営住宅永谷団地建設工事監理業務委託、平成 21 年度相良村役場耐震補強設計監理業務委託、平成 21 年度相良村役場改修設計監理業務委託の 3 本の入札では、徳田村長の指示で「本田設計事務所」を指名業者候補推薦書に追加指名したことが、担当課職員の証言および当時の指名業者候補推薦書で明らかになりました。

<問題点>

- ① そもそも「指名審査会」とは、相良村工事請負建設業者選定要領（昭和 58 年 7 月 1 日訓令甲第 2 号）により設置された、公的機関である。また、その目的は建設工事の適正な施工を図るため、さらには審査員から村長を排除していることから、政治的に中立、公正に業者を選定し、指名することにあります。したがって最終的な指名権者である村長といえども、指名審査会の実質的な審査に介入し、指名審査会の作成した指名業者候補推薦書を、大幅に差し替えることは、相良村の規則に違反する行為であり、裁量権の濫用となります。
- ② 指名の組み方によっては、競争を得意とする業者を指名から排除することができます。その結果、政治力の強い、特定の業者が落札できる環境を整え、業者間の談合を容易にすることが出来ます。いわば村長の裁量権を隠れ蓑にした、偽計入札妨害行為も容易に出来ることとなります。

6 予定価格調書の作成方法および封筒の管理方法について

<要 点>

徳田村長が議会答弁で、予定価格調書の作成方法および封筒の管理方法について、従来の方式を変更して、村長単独で作成し、管理するという基本方針を示している。

<事実関係>

担当課の職員の証言から、入札会の数日前に行なう、「予定価格調書の作成方法」および「予定価格を封入する封筒の管理方法」に重大な変更が行われたことが明らかになった。

どこの自治体においても、予定価格調書の作成後は、「予定価格の漏洩」や「談合」を防止するために、「予定価格調書入りの封筒」の管理は厳重に行なわれる。通常の方法（相良村および近隣の町村で採用している方法）では、入札担当課の職員が村長室を訪ね、村長に、予定価格の決定をお願いします。

具体的には「分引き後の予定価格案」を複数提示して、その中から、村長に選んでもらい、その後、「予定価格調書」の予定価格記入欄に、職員の目の前で、村長自身に記入してもらいます。記入後、村長もしくは職員が、お互いの目の前で、「予定価格調書」を専用の封筒に入れてから、封筒の四隅など、6ないし8箇所に村長の印鑑を押して確実に封印します。そして、予定価格調書が封入された封筒を、職員が預かり、入札会当日まで会計室の金庫に厳重に保管されます。このように複数の関係者が相互に監督し不正を防止する体制がとられています。

ところが徳田村長が変更を加えた後の方法では、入札担当課の職員から「白紙の予定価格調書」と「管理用封筒」を預かった後、村長単独で担当課職員がいない時に「予定価格」を決定して記入します。そして「予定価格調書」と「管理用封筒」は、会計室の金庫に預けずに、担当課の職員の証言では、そのまま徳田村長自身が管理しているようです。入札会の現場で、徳田村長が、自分のポケットから「予定価格調書入りの封筒」を出していたという目撃証言もあります。

<問題点>

- ① 徳田村長の方法であれば、徳田村長が、どの時点で予定価格調書を作成したのか、本当に一人で作成したのか、利害関係者に相談して作成したのか、検証できません。
- ② 予定価格調書を作成した後、本当に封筒を封印して厳重に保管していたのか、まったく検証できません。
- ③ 例えば、白紙のままの予定価格調書を封印せずに保管していれば、入札会の直前に、特定の業者と相談して、「予定価格」を決定することも出来ます。
- ④ 最終的な指名権や予定価格の決定権は、徳田村長に有るが、「談合や予定価格の漏洩」の防止策を採用する義務も、職員だけでなく徳田村長にも課せられている。

7 「4社入札」、「不当な最低制限価格変更」問題以降の落札率の変動について

<事実関係>

徳田正臣氏が相良村長に就任（平成20年3月23日）して以来、最近までの落札率を掲載する。（ただし紙面の都合で、500万円以上の工事に限定）平成21年10月末の「最低制限価格変更」および11月中旬の「4社入札」以来、落札率に大幅な変動が見られる。

平成20年度高原地区排水路整備工事(H20.11.10)より前の落札率の平均は77.5%である。逆にこれ以降の落札率の平均は97.1%である。徳田村長による「指名候補業者の大幅入替え」、「政治的な指名外し」、「不当な最低制限価格の変更」、「不適切な予定価格調書の記入および管理方法」などの行為が始まってから、突然20%も落札率が急上昇している。

— <平成20年度入札分> —

① 平成20年度公営住宅永谷団地建設工事（1）（H20.8.11）	落札率：70.9%
② 平成20年度公営住宅永谷団地建設工事（2）（同日）	落札率：86.8%
③ 平成20年度公営住宅永谷団地建設工事（3）（同日）	落札率：72.6%
④ 平成20年度村道平原十島線道路改良工事（H20.10.29）	落札率：80%
① から④までの平均落札率：77.5%	
⑤ 平成20年度高原地区排水路整備工事（H20.11.10）	落札率：99.9%
⑥ 平成20年度公営住宅永谷団地建設工事（4）（H21.1.6）	落札率：87.1%
⑦ 平成20年度公営住宅永谷団地改修工事（H21.2.2）	落札率：98.5%
⑧ 平成20年度村道平原十島線舗装工事（H21.3.11）	落札率：98.1%
⑨ 平成20年度村道寺坂線法面復旧工事（H21.3.11）	落札率：97.2%

— <平成21年度入札分> —

⑩ 平成21年度公営住宅永谷団地解体工事（H21.4.27）	落札率：92%
⑪ 平成21年度相良中、南小学校改修工事（H21.7.24）	落札率：98.8%
⑫ 平成21年度公営住宅永谷団地建設工事（5）（H21.7.13）	落札率：99.6%
⑬ 平成21年度公営住宅永谷団地建設工事（6）（H21.7.13）	落札率：99.6%
⑭ 平成21年度公営住宅永谷団地建設工事（7）（H21.7.13）	落札率：99.8%
⑮ 平成21年度相良中、南小トイレ改修工事（H21.7.24）	落札率：99.6%
⑯ 平成21年度村道谷尻晴山線雨水対策工事（H21.11.6）	落札率：98.7%
⑰ 平成21年度公営住宅永谷団地解体工事（H22.1.15）	落札率：98.5%
⑱ 平成21年度相良村役場改修工事（H22.1.15）	落札率：93.6%
⑲ 平成21年度村道相良五木線舗装工事（H22.2.8）	落札率：96.7%
⑳ 平成21年度初神谷川河川災害復旧工事（H22.2.17）	落札率：97%
⑤ から⑳までの平均落札率：97.1%	

8 相良村議会における徳田村長の虚偽答弁について

<事実関係その1>

平成20年度高原地区排水路整備工事の4社入札に関しては、証言によれば、徳田村長の指示で4社入札が強行されたことは明白です。平成20年9月議会で、「指名審査会の推薦書が、4社指名であった。」という趣旨の虚偽の答弁をしています。

<参考資料：平成20年12月議会答弁：抜粋>

(吉松議員の質問)

- ・4社入札は前代未聞です。意図的な指名外しを証拠付けるものではないでしょうか。村長、4社入札を決定した手続きの経緯と、最終決定は誰がしたのか教えて下さい。

(徳田村長答弁)

- ・なるべく5社以上ということが入札では定められておりますけども、今回、工事内容を見て4社私の元に上がってきましたので、それをそのまま私はよいのではないかと考えて決裁いたしました。別段、これは問題ないと私は考えております。可能な限り、見積の場合は3社以上、入札の場合は5社以上に努めております。ですけど、今回は、あえてと書いてありますけども、あえてではない、もう4社で妥当だと判断した、ただそれだけでございます。

<事実関係その2>

平成20年度、21年度の設計委託業務の入札に関して、証言と証拠書類により、徳田村長の指示により、「本田設計事務所」を指名候補に追加したことは明白です。姉が経営する「本田設計事務所」を指名することについて、村長の関与はなかったのかという村議会での質問に対して、「自分は、全く関係ない。自分が指名するわけではないから」という虚偽の答弁をしています。

<参考資料：平成20年9月議会答弁：抜粋>

(吉松議員の質問)

- ・本田設計事務所の落札率が飛びぬけて高い(94.08%)、兄弟である本田設計の指名組みは、競争性のない指名組みをしているのですか。

(徳田村長答弁)

- ・あと私の兄弟ということをお願いされましたけれど、先ほど申しましたように、兄弟、親戚関係にあります。ですけれども、それでもって私が、指名入札からいろんな関係で仕事をお願いしているわけではございません。それにおきましても、実際、私が指名するわけではございませんから、入札にしてもしかりです。

〔3〕 偽証等の認定

(1) 出頭拒否に係る認定

下記の、本委員会が証人尋問を行うため出頭要求した、徳田正臣相良村長が、出頭しなかった件について、出頭拒否には、地方自治法第100条第3項に規定する「正当な理由」がないことを、平成22年5月7日及び8月11日の相良村議会で賛成多数で認定した。

記

- ・平成22年4月30日開催の第7回本委員会に、**徳田正臣相良村長が出頭拒否**
- ・平成22年6月23日開催の第8回本委員会に、**徳田正臣相良村長が出頭拒否**
- ・平成22年6月24日開催の第9回本委員会に、**徳田正臣相良村長が出頭拒否**

(2) 記録提出拒否に係る認定

下記の件で、本委員会が徳田正臣相良村長に対して記録の請求をしたところ、記録提出が拒否されたことから、地方自治法第100条第3項に規定する「正当な理由」がなく記録を提出しなかったことを、平成22年5月7日及び8月11日の相良村議会で賛成多数で認定した。

記

- ・職員の証言に関する記録（技建日本に関する指名業者候補推薦書）

〔4〕 関係資料について

下記の関係書類は、「相良村工事請負関係調査特別委員会に関する資料目録」を参照のこと

記

- ・相良村工事請負関係調査特別委員会の議事録等、関係書類（合計10回）
- ・指名業者候補推薦書、開札調書等、相良村役場からの提出書類
- ・その他、関係書類

以上報告致します



相良村工事請負関係調査特別委員会
委員長 茂 吉 隆 典

平成22年9月17日